

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の  
支給に関する法律（抜粋）（平成22年3月31日法律第18号）

目次（略）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 高等学校（専攻科及び別科を除く。以下この条及び第4条第3項において同じ。）

（中 略）

- 2 この法律において「公立高等学校」とは、地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。

（中 略）

第2章 公立高等学校に係る授業料の不徴収

第3条 学校教育法第6条本文の規定にかかわらず、公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。

- 2 国は、公立高等学校における教育に要する経費のうち、前項の規定の適用がないとしたならば地方公共団体が徴収することとなる授業料の月額標準となるべき額として政令で定める額（第6条第3項において「公立高等学校基礎授業料月額」という。）を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する金額を地方公共団体に交付する。

（中 略）

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成22年4月1日から施行する。

（以下略）